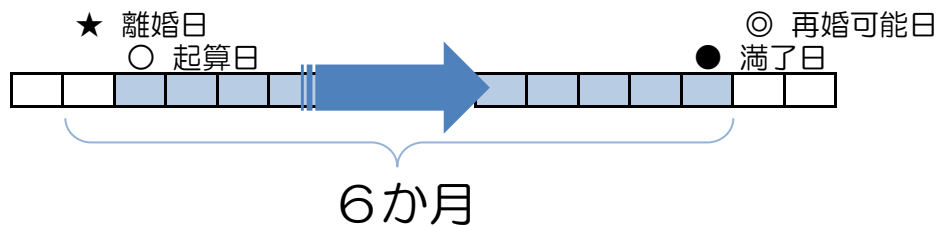


民法改正による再婚禁止期間計算の変更

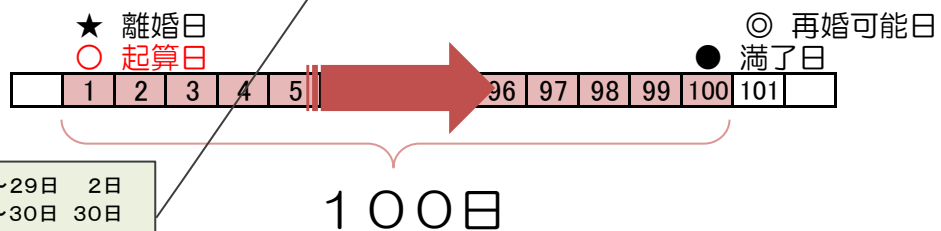
これまでの考え方

- ★離婚日 平成27年 4月10日
- 起算日 平成27年 4月11日(民法140条)
- 満了日 平成27年10月10日(民法143条2項)
- ◎再婚可能日 平成27年10月11日(改正前民法733条1項)



改正民法の考え方

- ★離婚日 平成28年 2月28日
- 起算日 平成28年 2月28日(改正民法733条1項)
- 満了日 平成28年6月6日(離婚日を含めて100日目 民法141条)
- ◎再婚可能日 平成28年6月7日(離婚日を含めて101日目 改正民法733条1項)



2月	28~29日	2日
3月	1~30日	30日
4月	1~31日	31日
5月	1~31日	31日
6月	1~ 6日	6日
合計		100日

改正前民法では初日不算入でしたが、改正民法733条1項では「前婚の解消又は取消の日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」となっていますので、再婚禁止期間の起算日が変わることになります。

